

3 Community

視聴者コミュニティ

NHK新経営委員長を

法に反し政府が指名！

マスコミ各社は放送法に違反する発表を無批判に報道！

～

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティでは、報道各社に内容に関する公開質問状を提出し、放送法第十五条第2項に違反する政府発表を無批判に掲載した根拠を問いました。特に、政府に迎合するかの如き署名記事を掲載した朝日新聞の菅野俊秀氏に対し、左記の文書を提出し、回答を求めています。

二〇〇七年六月八日

朝日新聞社

菅野俊秀様

菅野俊秀氏稿「試される経営委員長の手腕」(二〇〇七年五月二五日付「朝日新聞」掲載)に関する

公開質問書

NHKを監視・激励する

視聴者コミュニティ

時下、菅野様にはご清祥のことと存じます。

去る五月二五日付「朝日新聞」朝刊二七面の「サブ・CH」欄に掲載された貴殿の論稿「試される経営委員長の手腕」(以下、「貴稿」と略す)を読ませていただき、NHK経営委員長の選出をめぐる報道のあり方について、さらに、NHK経営委員会と政治の関係をめぐる貴殿の見解について、重大な疑問

を感じました。そこで、以下の質問をお届けします。これについての貴殿の考えを六月二〇日までに文書で下記宛てにお送りくださるよう、お願いいたします。

質問1 貴稿は「NHK経営委員会の新委員長に、富士フイルムホールディングスの古森重隆社長が内定した」という文章で始まり、文中で古森氏を指して「新委員長」という表現を二箇所使っています。

しかし、NHKの新しい経営委員長は六月に開かれる経営委員会において、後掲の放送法の規定に従い、経営委員の互選で選出される予定です。それを待たず、「新委員長に古森氏が内定」と記されたのはなぜなのか、ご説明ください。

質問2 貴稿の中で、「経営委員は国会の同意を得て首相が任命する」と記されています。それ自体、間違いではありませんが、貴稿のテーマからすれば、NHKの経営委員長は経営委員の互選で選出すると定めた放送法第十五条第2項の規定を引くのが道理のほうです。なぜなら、この条項が存在する限り、内閣総理大臣が放送法第十六条第1項に従い、両院の同意を得て特定の人物を経営委員に選任すること、その人物が経営委員長に選出されるかどうかはまったく別問題だからです。

にもかかわらず、貴稿で経営委員の選出方法を紹介するだけで、経営委員長の選出方法を定めた放送法の規定を紹介されなかったのはなぜでしょうか？理由をご説明ください。

質問3 去る五月十八日の「朝日新聞」朝刊一面に「新経営委員長に古森氏 NHK経営委 富士フイルム社長」という見出しの記事を掲載し、「十七日午後の安倍首相と菅総務相の会談で「古森氏の起用を」内定した」と伝えました。貴稿がこうした報道を受けて執筆されたことは間違いのないと思われまふ。しかし、政府が個人名まで特定して、経営委員長の人事に介入するのは上記の放送法第十五条第2項に反する違法行為に当たるとは明らかです。にもかかわらず、貴稿でこうした政府の行為の違法性に一切触れず、古森氏の経営委員長就任が既定の事実となったかのように記述されたのは、政府の違法行為を免罪するに等しいと私たちは考えます。この点についての貴殿の見解をお聞かせください。

質問4 「朝日新聞」が五月十八日付朝刊で伝えた政府の動きが事実とすれば、それは

WATCH

NHKスペシャル「日本国憲法誕生」を視聴して 醍醐 聡

四月二九日、午後九時〜十時十四分に放送されたNHKスペシャル「日本国憲法誕生」のあらましをNHKのHPに掲載された番組予告で知り視聴した。豊富な資料を駆使し、関係者へ回顧談も交えて、新憲法の制定過程を丹念に検証したドキュメンタリー番組だった。

特に、天皇制の護持に執着する日本政府と日本の再軍備の脅威を根絶しようとするGHQの思惑、さらには天皇の戦犯と天皇制そのものの廃止まで迫ろうとした極東委員会の構成員の意思が絡み、戦争放棄と象徴天皇制が抱き合せて盛り込まれた経緯が克明に描かれたのが印象的だった。

しかし、こうした国際的な交渉の狭間で、日本の民間人あるいは各党代表者からなる憲法研究会、小委員会等の発案で生存権条項の追加、義務教育の年限の延長、戦争放棄の条項の補足等がなされた事実が史実に沿って明らかにされたことは貴重だった。こうした知見を提供するところにドキュメンタリー番組の真髄があるのではないかと

思う。特に、「押し付け」憲法論が喧伝されてきた中で、①日本人が自主的に新設・補足した条項が少なくなかった点を明らかにしたのは、市民が改憲問題を考える上で有意義な判断材料になるものと思われた。②他面、GHQや極東委員会の強い意思で採択された条項が少なくなかったことも事実として直視すべきと感じた。

その上で、極東委員会の強い意向で主権在民が明文化されたこと、当時二二歳だったベアテ女史の強い進言と起草で女性の地位向上を定めた条項が盛り込まれたこと等を「押し付け」「戦後レジームからの脱却」等というレトリックで清算しようとしてよいのかと問いかけることが重要ではないか？ちなみに、安倍首相自身の思考回路について言えば、「戦後レジームからの脱却」ではなく、「戦前レジームからの脱却」が強く求められている。

「押し付け」を言う前に、市民の総意を集約して自律的に新憲法を創造する基盤が成熟していなかった当時の日本社会における民主主義の成熟度こそ、現在・将来への反省を促めて、問いかけられるべきであった(ある)と思われてならない。

NHK経営委員へ申入書提出 自主自立で委員長選任を！

二〇〇七年五月二十三日
NHK経営委員 各位政府の違法な介入
を毅然と拒否し、自
主自立の立場で経営
委員長の選任をNHKを監視・激励する
視聴者コミュニティ

さる四月十九日、当会を含む
七つの市民団体と十三名のメ
ディア研究者・ジャーナリスト
の連名で経営委員の皆様に、放
送の独立性を守るのにふさわし
い見識と気概を持った経営委員
長を選任されるよう、文書で申
し入れをしました。ところが五
月十八日付けの全国紙は、政府
がNHK経営委員長に富士フイ
ルムホールディングス社長の古
森重隆氏を起用する方針を固め
たと報道しました。これが事実
とすれば、放送法に違反するこ
とを承知のうえで、政府がNH
Kの最高意思決定機関の長の選
任にあからさまに介入したこと
を意味し、私たちは激しい憤り
を禁じえません。

皆様ご承知のとおり、経営委
員会の組織について定めた放送
法第15条の2は、「経営委員
会に委員長1人を置き、委員の
互選によつてこれを定める」と
明記しています。にもかかわら

ず、政府が経営委員長の人事権
を持つたように、個人名まで
挙げて口出しするのは傲慢かつ
違法な行為にほかなりません。

しかも、新聞報道によれば、
古森氏は「安倍首相を囲む経済
人の集い『四季の会』のメンバ
ーのひとり」（『朝日新聞』五月
十八日）で、「菅義偉総務相の
リストには古森氏の名前はな
く、首相人脈による『政治任用』
といわれ、古森氏は『首相の
強い意向』（政府関係者）で最
終的に受諾した」（『日本経済新
聞』五月十八日）と伝えられて
います。

総務大臣の意向であっても経
営委員長の選任への違法な政治
介入にあたることに変わりはい
りませんが、時の政権のトップ
が公共放送を監督する機関の長
を直々に指名する状況をメデ
ィアが無批判的に追認報道し、経
営委員会がこれに追従するよう
では経営委員会の政治からの独
立性は失墜し、その指揮監督下
におかれるNHKは政権直属の
御用聞き放送局となりかねませ
ん。

こうしたNHK経営委員長の
選任に対する政府の違法で露骨
な介入は、NHKの国際放送に
対して菅総務大臣が個別の課題
を挙げて命令を発したり、民放
事業者の強い反対を押し切つ
て、国民投票法に政治的公平に
留意するよう定めた条項が盛り

込まれたりしたことと相通じる
動きです。そこに共通するのは、
戦前の大政翼賛報道の反省に
立つて、メディアが権力を監視
する使命をよりよく果たせるよ
う、権力の手を縛るために設け
られた放送法の自主自律、政治
的公平の原則を逆立ちさせて、
市民の知る権利に応えるメデ
ィアの報道の自由を縛ろうとする
危険きわまりない現政権の野望
です。

なお、経営委員の任命権は内
閣総理大臣にあります。古森
氏が社長を務める富士フイルム
ホールディングスの傘下には、
放送用カメラレンズ、放送用
ビデオテープなどを大量にNH
Kに納入している企業がありま
す。このように古森氏はNHK
と緊密な利害関係を持つ企業グ
ループを統括する会社の社長の
職にあるという点で、経営委員
長以前に、経営委員としてふさ
わしくないことも付言しておき
ます。

以上の理由から、私たちは、
経営委員の皆様が経営委員会の
権限を蹂躪する政府の違法な介
入を毅然と拒否され、皆様の良
識に基づく主体的な判断で公共
放送の最高意思決定機関の長に
ふさわしい見識をもった経営委
員長を選任されるよう、強く要
請するものです。

以上

朝日・読売・毎日・日経（も公
開質問状（六月八日）

私達の会では菅野俊秀氏だけではなく、
ほぼ一斉に「委員長人事」を無批判に報道
した主要マスコミ各社に対し次のような公
開質問状を提出しました。

「NHK経営委員長の人事をめぐ
る貴社の報道についての公開質問
書」

（前略・各社報道記事を確認）

私たちは、これらの記事には、NHK経
営委員長の選出をめぐる報道のあり方に
ついて、さらには政府とNHK経営委員
会の関係をめぐるメディアの見識につい
て、重大な疑問があると判断し、以下の
質問を提出します。これについての貴社
の見解を六月二十日までに文書で下記宛
てにお送りくださるよう、お願いいたし
ます。

質問1 この記事について、これまで
に、政府あるいは古森重隆氏側から、何
らかの訂正の申し入れがあったでしょ
うか？ あつたとすれば、どのような申し
入れだったのでしょうか？

質問2 上記の記事にも記されている
ように、NHKの経営委員長は経営委員の
互選で選出することになっています（放
送法第十五条第二項）。したがって、内閣
総理大臣が放送法第十六条第一項に従い、
両院の同意を得て特定の人物を経営委員
に選任すること、その人物が経営委員
長に選出されるかどうかはまったく別個
の問題です。にもかかわらず、上記の記
事で、「NHK経営委員会の次期委員長に、
富士フイルムホールディングスの古森重
隆社長（六七）が六月にも選出されるこ
とが確実となった」とか、「安倍首相が古
森氏を自ら選んだとされる」などと記さ
れた根拠はどこにあったのでしょうか？

質問3 記事にあるように、政府が個
人名まで特定して、経営委員長の人事に
介入しているとすれば、それは経営委員

（一面から続く）
自己の人脈・意向でNHKの最高意思
決定機関の長を選ぼうとする、現政権
の権力を笠に着た傲慢な政治介入を意
味します。とすれば、権力を監視する
というジャーナリストの使命に照らし
て、貴殿にも経営委員会の独立性を侵
すこうした政府の介入を質す批判的精
神が強く求められるはずで、にもか
かわらず、NHKのガバナンスに対する
政府の不当な干渉・介入を不問にした
貴稿はジャーナリストとしての使命を
放棄したのも同然と私たちは考えてい
ます。これについての貴殿の見解をお
聞かせください。

以上

回答は文書にて下記へお送りくださ
い。

の項に反する違法行為に当たることは明
白です。にもかかわらず、上の記事がこ
うした政府の行為の違法性に一切触れず、
古森氏の経営委員長就任が既定の事実と
なったかのように報道しています。これ
は、経営委員長の選任権を持つ経営委員
を冒涇するものであるとともに、政府の
違法な人事介入を追認するばかりか、そ
れを喧伝・助長するものであると当会は
考えますが、貴社はどういうにお考えか、
ご回答ください。

質問4 貴紙の報道が事実とすれば、
時の政権トップの人脈・意向で法を侵し
てもNHKの最高意思決定機関の長を選
ぼうとする傲慢な政治介入があったこ
とになります。こうした政治介入を不問
にした貴紙の報道姿勢は、権力を監視す
べきメディアの使命を放棄したのも同然
と考えられます。これについての貴紙の
見解をお聞かせください。

以上

論説

五月十八日の主要新聞各社は、一斉に、次のような記事を掲載した。

「新経営委員長に古森氏 NHK経営委 富士フイルム社長」政府は十七日、NHK経営委員会の新しい委員長に富士フイルムホールディングスの古森重隆社長(六七)を起用する方針を決めた。今国会で経営委員に就くことに同意を得られれば、6月にも正式に就任する。十七日午後の安倍首相と菅総務相の会談で内定した。NHKの経営委員は、国会の同意を経て首相の任命で決まる。委員長は十二人の委員が互選する。(以上朝日新聞)、「首相自ら古森氏選

ぶ」NHKの次期経営委員長に古森重隆・富士フイルムホールディングス社長の就任が確定になったが、人選は最後まで難航し、最終的には、安倍首相が古森氏を自ら選んだとされる。(以上読売新聞)、「NHK経営委員長に古森氏 政治主導へ官邸・与党口出し」菅義偉総務相のリストには古森氏の名はなく、首相人脈による「政治任用」古森氏は一度断ったが、「首相の強い意向」(政府関係者)で最終的に受諾したという。(以上日本経済新聞)

今日のマスメディアが政府の広報機関と化し、放送法「改正」を先取りした状況下にあることは、連日流されるニュース、「報道関係番組」の等質性、無批判性をみれば明らかである。しかし、今回の一斉報道は、主要新聞すらもが、政府公報を鵜呑みにし、批判意識のかけらもないままに、情報を伝達するだけの単なる広報機関と化したことを強烈に印象づけた。

特に、「E.T.V.番組改編問題」に関する安倍晋三・中川昭一両氏などによる「圧力」を正面から取り上げ、政治家による報道への干渉を批判してきた朝日新聞が、現行放送法にすら違反する「人事報道」を既成事実化し、署名記事まで載せて「委員長手腕」という実質的対応で「配慮」を願うという、権力に屈し、媚びへつらう醜態をさらけ出した事実は、日本におけるジャーナリズムの終焉を思わせる悲しい記事であった。唯一の救いは毎日新聞六月十日「メディアを考える」であろうか。

憲法改正、集団的自衛権行使の主張、防衛省による反国家団体・個人の調査活動と、軍靴の足音にひれ伏している彼らの「言動」を真っ向から批判し、今一度真のジャーナリズムへ回帰させるにはいかなる対応が必要なのか？

今回「私達「視聴者コミュニティ」は、前号で検証した放送法「改正」の問題点の研究成果を有効に活用し、即座に「委員長指名」「富士フイルム」の違法性を指摘した。民主主義国家において法こそその社会の根幹をなす基本枠組みであるからだ。

法の番人のはずの国会(議員)は、厳しい法律遵守の基本を忘れ、連日テレビに出かけてパフォーマンスに明け暮れ、官僚は政治家の求める法の抜け道を「指導」する。そして絶対的多数

を背景に「国民投票法案」が数々の疑問に答えず強行され、憲法改正の発議が現実のものとなりつつある。

ジャーナリストが役割を果たさないのなら、私達市民一人一人が、ミニメディアを通して、根気強く「不法」を訴え続けていかなければならないのではないだろうか。幸か不幸か、二十一世紀の私達は、たった一人でも世界中に発信することのできるインターネットを獲得している。日本の軍靴の危険な現実を、正確に、根気よく、多言語で訴え続けるべきではないだろうか。

(編集子)

「COMMUNITY」編集部では、読者の皆様方のご意見、ご感想、番組WATCHへの投稿をお待ちしています。

批評・雑感

NHK裁判高裁判決をめぐって

西村千津 (京都府)

『女性・戦争・人権』学会ニューズレター第21号(2007年5月2日より転載)

子どもの頃、「ほんと?」を連発し、親から「親を信じないのか」と、うるさがられた記憶がある。チョムスキー『メディア・コントロール』(2003年集英社新書)を読んだとき、私はそんな自分の経験を、ふと思い出した。チョムスキーは、孤独にテレビと向かい合い、いつしか自分の意見を言わなくなる大衆について書いていた。テレビで宣伝していることが自分の意見と異なっていたら、「そんなばかげたことを考えているのは自分だけだろう」と思い込んでしまうのだという。テレビは子どもにとっての親のように、大衆にとって、一種の権威ある存在になっているのではないかと私は感じる。

しかし、言うまでもないことであるが、メディアは、子どもにとっての「親」のような、頼りになる(親が頼りになるかどうかの真偽はここでは問わないで)存在ではない。チョムスキーによると、メディアは「偽りの現実を提示」し時には「歴史を完全に捏造する」よう機能する。メディアの宣伝にあつては、「ほんとに重要な問いこそ、絶対に口に出してはならないもの」なのである。なるほど、日本で女性国際戦犯法廷(以下「法廷」と省略)が、大半のメディアから消し去られたのは、「ほんとに重要な問い」を「法廷」が投げかけていたからであった。

「若手議員の会」に所属し、日本軍「慰安婦」について教科書に書かせない活動をしていた安倍氏は、NHK番組ETV2001に口出しし、NHK幹部がそれを受けて、現場の制作者を無視した改ざんを行った。そんな経歴を持つ安倍首相だからこそ、「河野談話を継承する」と言ったり、「狭義の強制」「広義の強制」などのでまかせを言ったりする。そして「拉致問題」に固執し、6ヶ国協議の進展を妨げることしかできない安倍内閣は、外交面での無力さを曝け出している。一体、安倍首相は、本気で「拉致問題」を解決したいと思っているのだろうか。もし本気で解決したいのなら、日本軍「慰安婦」問題の解決に取り組むべきなのに。それどころか市民の反対を無視して教育基本法を改悪したし、次は憲法改悪へとまっしぐらに進んでいる。こうした日本の政治状況であるから余計、NHK裁判の原告勝訴は朗報であった。公正な判決を求めて署名を集めていた私たちNHK問題京都連絡会は、早速京都で報告集会をもつことにした。2007年3月21日(祝)、NHK裁判高裁判決を受けて緊急シンポジウム「NHK裁判高裁判決を考える～権力からの自立を求めて～」が開催された。会場はおよそ70人の熱気で埋まり、活発な討論が交わされた。パネラーはVAWW-NETジャパンの原告東海林路得子氏、ジャーナリスト浅野健一氏、NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ湯山哲守氏であった。

「尊厳の回復のため裁判を始めました」と、原告の東海林路得子氏は、裁判を始めた理由について語った。放映された番組は「慰安婦」の側に立っていない「消された放送番組」であった。ようやく勝ち取った高裁判決は、「法廷」がよく理解されており、とても嬉しかったようだ。政治的な介入は認定されていたし、NHKは改変した事実を説明すべきだったという、NHKの説明義務違反も認められた。判決では、NHKは編集権を乱用・逸脱したと判断している。

編集権を持つ経営者と政治家が一体となりメディアを通して私たちを支配する今日の構図に、高裁判決は一石を投じた。この判決は、NHKが政治から独立し、現場番組制作者の表現の自由を保障できるという法的根拠を示したものと捉えることができるのではないかと。NHKが高く掲げる「自主自律」の実現にとって、また政治家の介入に對抗するためには、この高裁判決を生かすことを考えるべきなのだ。



NHK経営委員会に対する署名に寄せられた視聴者の声（抜粋）

★ ここまで政府に人事権を侵害された経営委員（会）が委員長の人選をどのように行うのか、経営委員会で仮に委員長候補として古森氏の名前が挙がるとしたら、誰がどういう理由・手続きで同氏を推すのかを注視することが重要だと思います。経営委員会の議事録の全面公開が当然ですが、これについても監視が欠かせません。ここは経営委員会が組織の存在理由を賭けて自立した人選を透明に行うよう、署名を大々的に広げ、視聴者の意思をしっかりと伝えたいと思います。佐倉市 Dさん ★ NHKがガバナンス強化をいうなら、経営委員会はしっかりして下さい。最も大事な経営委員長の人選は放送法に基づいてきちんと行うべきだと思います。その際には、放送法の改正に「NHKに関する部分」にも「民放に関する部分」にも反対を表明している現経営委員会の見解の立場を踏まえ、「政治からの独立」の理念を先導できる人の選出にまさに「自律的に」臨むべきではないでしょうか。期待します。京都市 Yさん ★ これが法治国家の長のなす事だろうか？ 津市 Yさん ★（経営委員長に決まったと報道された人が社長を務める）富士フィルムは、テレビ用レンズ（1000万円くらいのものもある）を製造・販売しています。他方、放送法には、第十六条の4項に「次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。」という規定があり、その5号で、「放送用の信号機器若しくは放送受信用の受信機の製造業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（略）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（略）があげられています。直接送信機でないものの、送信システムの重要な一部を供給するメーカーの役員が委員になることには疑義があります。まして、委員長になるとは言語道断！ 新宿区 Hさん（弁護士）★ NHKの経営委員長は経営委員の互選で選ばれることは、放送法第十五条の2で明記されている。憲法、法律を先頭に立って遵守すべき立場の内閣総理大臣や総務大臣がこの規定を知りながら政権に近い人物を経営委員長として就任を要請し、「内定」したとするなら、これほど国民を愚弄した「法令違反」はないというべきだろう。これはNHKに対する明らかな政治介入であり、経営委員会を侮辱するものである。すみやかに撤回を求める。「経営委員長内定」を報じた朝日、日経などの報道姿勢にも、問題意識の欠落を感じないわけにいかない。なぜ、この「内定」が放送法違反であり、NHKへの政治介入だということを紙面で指摘しないのか。この点こそ、問題の本質であり、ニュースの最大のポイントは、内閣総理大臣と総務大臣が放送法違反の政治介入をNHKに対して行ったことにあるからだ。つまり、「経営委員長内定」の報道は、はしなくも大新聞そのものが、「権力を監視する」というジャーナリズム本来の役割に鈍感であり、その使命を果たしていないことを露呈した。ちなみに朝日新聞は報道前日の17日、私のコメントを求めるにあたって「古森経営委員長内定」の事実を一切告げず、「新経営委員と経営委員会に何を求めるか」とだけ求めた。「間違っても過去あったように“政府の意向で委員長に内定”という茶番劇だけではないように願いたい」という警告は18日の紙面には生かされず、無視されたのである。松戸市 Mさん ★ 安倍首相による今回の経営委員長候補の氏名の発表は、放送法の条文に違反しているだけでなく、NHKと経営委員会の独立性を侵す、傲慢な行為だと思います。座間市 Iさんご夫妻 ★ 経営委員長を安倍首相の人脈によって「政治任用」することは許されません。NHKは東京高裁から政治介入による番組改変の責任を問われたことをもう忘れたのでしょうか。猛省を求めます。葛飾区 Dさん ★ NHKは報道機関をもっているが、それは政府介入を感じさせる・・・あるいは、身内のスキャンダルについては、追求の手をすぐにゆるめる。このような機関にしていた歴代の組織トップクラスの反省もない。「本当に必要な機関か」が、今の気持ちです。朝霞市 Kさん ★ 今回のあまりにひどい事実を知り憤然としています。民放がすでに大手代理店の介在した新自由主義的支配に屈し、真実を伝える機能を失ってしまったため、このところ「良心」を感じさせる良質な番組を流してくださっていたNHKに期待するようになりました。（それでも、安倍内閣成立前後や教育基本法改悪の際には、納得のいかない報道があったと感じています）このまま、まさに戦前の大政翼賛会のごとくしてNHKを政府プロパガンダ発信のための機関とすることに、安倍内閣は「本気」なのだと思われ、血の凍るような思いを持っています。改悪での世論誘導にもNHKを利用せんとしていることが容易に想像され、今回の人選はその伏線であると考えます。教育再生会議、集团的自衛権の有識者会議、各官庁の審議会などに、安倍総理に心地よい言葉を伝える方が優先的に選ばれることを訴えても、偏見だと片付けられたりしがちでした。しかし、この人選は放送法第十六条4項に違反している点も併せてさらに強く訴えて、なんとしても無効化したいと強く願っています。東京都中央区 Uさん ★ 公の場で経営委員長を決めるのに、やはりいつもの自民党がいつもやるパターンである密室で委員長を決める体質は、これから立て直さなければならないNHKが昔のNHKに逆戻りしてしまいます。やはり公の場で決めるのが一番だと考えていますので特定人物における委員長選出の即時撤回を。春日部市 Yさん ★ NHK経営委員長は委員の互選で選ばれることになっています。経営委員のみなさまにおかれましては政府の露骨な介入に対して、自立した人選を行うよう求めます。町田市 Sさん ★ 常日ごろよりNHKの報道姿勢は中立とは言えないと思っていました。今回このような人選を堂々と行おうとすることこそ国家権力の介入です。到底見過ごすことはできません。正しい報道がなされてこそその公共機関です。教育基本法の改悪の時の国会前の延べ何万人ものデモすらNHKは一度も主要なニュースで取り上げませんでした。既に国の公共放送のあるべき方向性を見失っているといっても過言ではありません。今回沖縄の辺野古への海自の派遣ももちろん報道されていません。これでは中立と言えずで国家権力が介入していると取られてもおかしくない事態です。NHKが中立の立場の報道をしないなら国民はいったいどの報道機関を信じればいいのか？今回の人事は違法行為ともとれるものです。このような人事がまかり通ればこの国のマスコミ報道、そして将来は暗澹たるもので戦前に戻るといえるでしょう。NHKはまず以前の安倍、中川の従軍慰安婦問題の真実も暴露すべきです。憤りを禁じえません。横浜市 Mさん

（3面左欄から続く）ところがNHKは、経営委員会や理事会の審議にもかかわらず即日上告した。しかも浅野健一氏がシンポジウムで論じたように、そもそもの発端は、「法廷」自体を日本のメディアが全く報道しなかったことで、その同じメディアは、高裁判決報道でも、「政治介入がなかったことが認められた」という安倍首相の根拠のない持論を無批判に垂れ流すなど、政権に媚びる報道姿勢を繰り返したのである。またしても、政治権力にからめとられた日本のメディアの有り様が、グロテスクなまでに、私たちの前に突きつけられたといえよう。

その後、私たちNHK問題京都連絡会は、高裁判決を受け入れるようにという要望書を携え、NHK京都を訪れた。今後は、高裁判決を生かす運動を進めていかねばならない。シンポジウムでのもう一人のパネラー湯山哲守さんは、受信料を払ってNHKを批判している人や、NHK労組とも手をつなぐために、NHKを権力側にやらない活動として、醍醐聰氏とともに、「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」を立ち上げた。この「コミュニティ」は、発足したばかりであるが、放送法改定の動きなどの状況に機敏に反応し、オピニオンリーダーとしての活動を開始している。

思うに、改ざんされる前の番組には、チョムスキーの言う「ほんとに大事な問い」があった。そのことは、NHK裁判、坂上香氏や長井曉氏の勇気があって世に知られるようになった。私たちの「知る権利」は待っていてもやってこない。NHKは民放とは違う公共放送である。一方的な垂れ流し放送ではなく、視聴者の「知る権利」に奉仕する双方向メディアを実現していくため、現場制作者、メディア関係者とも手をつないでいきたい。私たち自身が周縁化、不可視化されていくために。

NHK受信料義務化に反対する署名にご賛同下さい。お友達、仲間にお願ひしてください。

詳しくは会のホームページまたは会事務局まで。http://space.geocities.jp/shichoshacommunity/